

大崎市古川管内小規模事業者再建支援方針 (令和元年台風第19号関連)

令和元年12月
古川商工会議所

(1) 小規模事業者の事業再建に当たっての基本的考え方

令和元年10月11日以降の令和元年台風第19号による豪雨及び暴風雨により、当所管内の各地域に於いて住宅・店舗・工場等の相当数が浸水等の被害を受け、多大な被害をもたらした。これにより多くの住民の財産が失われ、地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ小規模事業者も多大な被害を受けており、小規模事業者の中には、資金繰りの悪化から事業の継続に困難を来たしている者も多い。

当所管内に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号からの小規模事業者の復興に当たっては、小規模事業者を取り巻く事情・段階・意向を踏まえ、支援を迅速に進めていくことが重要である。

当商工会議所では、この基本的考え方を踏まえ、小規模事業者の早期の事業再建へ向けて取り組みを積極的に支援していく。

(2) 小規模事業者の被害の現状

当所管内地域の被害は、地理的に広範囲であるが、古川江合、古川駅東、古川旭、古川稲葉周辺に所在する事業所数に多く見られる。業種は、小売業、卸売業、サービス業、製造業、建設業等多岐に渡っている。

被害状況は、浸水・雨漏りによる商品・車両・機械・設備の損害が大半であるが、そのほかに強風による建物付随設備・機械・機器の損害も多い。

大半の事業所は営業を継続（再開）しているが、営業を再開できない事業所が1件ある。

被害金額は、事業所側で確認中の件数もあるものの、数十万円規模から一千万円を超える規模まで多様であり、令和元年11月30日現在の当所管内事業所の確認できる被害金額は、54件（不明・見積り中含む）、約1億3千百万円となっている。

(3) 小規模事業者の復旧・再建に向けた支援方針と活用すべき支援策

当所管内においては、大半の事業所が営業を継続（再開）しているものの、引き続き風水害等による被害の発生可能性等に慎重に留意しつつ、事業者の意向を尊重しながら、事業の復旧・再開に向け必要な支援を行う。

当商工会議所においては、小規模事業者の早期の事業再建の実現に向け、適切な経営指導を行いながら、今般の令和元年台風第19号からの復興において政府及び自治体（宮城県・大崎市）等と連携し、以下の支援施策等を積極的に活用し、小規模事業者の早期の事業再建を図っていく。

①災害復旧貸付 ②セーフティネット貸付 ③信用保証協会制度（セーフティネット保証（4号）、災害関係保証） ④小規模企業共済制度の特例（特例災害時貸付、「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の拡大等） ⑤中小企業倒産防止共済制度の特例 ⑥令和元年台風第19号特別貸付 ⑦小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）に係る災害特例 ⑧各種補助金制度 など。

（4）小規模事業者の事業再建後の望ましい方向性について

令和元年台風第19号は、(2)小規模事業者の被害の現状に記載のとおり、直接・間接を含め当地域に甚大な被害をもたらした。当所管内の復興に当たっては、経済を支える小規模事業者の事業活動をいち早く再建させることが不可欠である。特に、経営基盤の脆弱な小規模事業者においては、早急な支援がなされなければ、事業継続を断念・廃業に至る可能性もある。

そのため、これら小規模事業者の事業再建に向けた支援を早急に行うことが必要である。当商工会議所としても、小規模事業者の事業再建にあたっては、地域（管内）全体の再生のため、自治体とも緊密に連携して、単なる事業の現状復帰という視点だけでなく、転業や新たな地域コミュニティの形成・まちづくりといった視点を含め多様な視点で、きめ細かな経営指導を通じて、速やかに小規模事業者の事業再建に対する支援を実施していくこととしたい。

なお、本小規模事業者再建支援方針については令和元年（2019年）12月現在のものであり、今後必要に応じて見直しを行うものとする。

以上